

市民税・県民税（分離課税に係る所得割）更正（決定）通知書

特別徴収義務者 氏名又は名称 住所又は所在地			
申告書提出期限		申告書提出年月日	
	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	市 民 稅 額	県 民 稅 額
更正（決定）による 税額等 ①	円	円	円
既に納入の確定した 税額 ②			
この通知により納入 すべき税額 ①-②			
延滞金	申告納入すべきであった納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。		
		基礎となる税額	課率
更正（決定）による加算 金額	過少申告加算金額	通 常 分	円 $\frac{10}{100}$
		5 % 加重分	$\frac{5}{100}$
	不申告加算金額	15%適用分	$\frac{15}{100}$
		5 % 加重分	$\frac{5}{100}$
		10%加重分	$\frac{10}{100}$
		5 % 適用分	$\frac{5}{100}$
		35%適用分	$\frac{35}{100}$
	重 加 算 金 額	10%加重分	$\frac{10}{100}$
		40%適用分	$\frac{40}{100}$
		10%加重分	$\frac{10}{100}$
納 入 額 $\text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}$			
納 期 限		納 入 場 所	
(注意) 地方税法第328条の9第1項の規定により、上記のとおり更正（決定）しましたので納期限までに納めてください。 この通知による処分の内容に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。この通知の内容の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（横浜市長が被告の代表となります。）提起できることとされています。 なお、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を終た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。			